

前回定例会以降の行政の動き

平成 27 年 10 月 7 日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

9月9日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・6/7号機 使用済樹脂移送・焼却処理設備
- ・2号機 熱交換器建屋における排水設備からの海水溢水の状況

2 その他

9月9日：報道発表 [東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました。]

9月10日：報道発表 [東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の高圧ガス施設に係る改善報告書等を受理し、安全管理に万全を期すよう指導しました]

9月30日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所で保安規定違反の疑いがある事例が確認されたことに関する知事コメント]

10月1日：報道発表 [3歳未満の乳幼児への安定ヨウ素剤事前配布に関する現時点の県の考え方についてお知らせします。]

東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

1 今回の受領額

15,609,160円 (平成27年9月9日受領)

(平成22,23年度発生経費 一般会計分 15,397,795円)
 (平成24年度発生経費 一般会計分 211,365円)

2 受領額の内容

時間外勤務手当、放射能測定経費 等

3 その他
(1) 請求及び受領の状況

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24.12.26 ②H25.3.29	一般会計	364,653,719	15,397,795	282,725,405	
	①H24.12.26 ②H25.3.29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24.12.26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,314,805	15,397,795	670,613,824	
H24	①H25.12.3 ②H26.9.18	一般会計	275,570,716	211,365	64,333,871	
	H25.10.24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25.10.24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,632,635	211,365	645,434,249	
H25	H26.9.18	一般会計	251,266,174	-	3,328,700	
	H26.9.18	工業用水道	239,161,758	-	237,649,716	
	H26.9.18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	491,272,342	-	241,822,826	
		合 計	2,110,219,782	15,609,160	1,557,870,899	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先
 放射能対策課 企画調整係長 石川
 (内線) 6462 (直通) 025-282-1698

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の高圧ガス施設に係る改善報告書を受
理し、安全管理に万全を期すよう指導しました。

平成27年7月8日、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の廃棄物焼却施設プロ
パン庫において液化石油ガスの漏洩が確認されました。

県は、翌7月9日に高圧ガス保安法に基づく立入検査を実施し、漏洩は既に停止し安
全であることを確認するとともに、原因調査と再発防止策を講ずるよう指導しました。

また、法で定められた自主検査が一部未実施であったことから、東京電力に対し改善
を指導し、9月9日に改善報告書が提出され、東京電力が本日公表しました。

県は、今後、改善報告書に記載された事項を適確に実施するよう指導するとともに、
発電所の安全管理に万全を期すよう要請しました。

[施設の概要]

- 1 高圧ガス保安法の特定高圧ガス消費施設及び第2種貯蔵所
- 2 廃棄物焼却施設のバーナーの燃料として液化石油ガスを4,000キログラム貯蔵

[事故の概要]

- 1 原因：配管製造時の溶接不良箇所濃度の高い塩分が付着したことにより腐食が
進行し、貫通孔が発生したものと推定。
- 2 対策：配管を溶接不良が発生しにくい材質に変更して更新。定期的な清掃及び塗
装により腐食を防止。

[改善報告書の概要]

- 1 定期自主検査の実施：一部未実施であった範囲を8月18日までに実施。
- 2 一部未実施となった原因：法令の解釈の誤り。
- 3 対策：検査実施要領の改訂。社内の保安教育の徹底

問い合わせ先
(高圧ガスに関すること)
消防課 鈴木
(直通) 025-282-1666 (内線) 6446
(その他に関すること)
原子力安全対策課 市川
(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

平成27年 9月30日

防 災 局

**柏崎刈羽原子力発電所で保安規定違反の疑いがある
事例が確認されたことに関する知事コメント**

本日、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で、安全対策工事の管理において保安規定違反の疑いがあるとの報道がありました。

柏崎刈羽原子力規制事務所が実施した保安検査において、抽出して検査したうちの過半数で、東京電力が自ら定めたマニュアルに基づく対応がなされていないという杜撰な対応であり、許されるものではありません。

このような状況では、東京電力を信頼することは困難です。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

**3 歳未満の乳幼児への安定ヨウ素剤事前配布に関する
現時点の県の考え方についてお知らせします。**

9 月 17 日より開始した安定ヨウ素剤の事前配布に関し、最近の新聞記事等において「県は 3 歳未満の乳幼児には早期避難をお願いすることとしている」旨の報道がなされていますが、現実には、複合災害などにより早期避難が困難な場合も十分に想定されることなどから、「早期避難による対応のみで、3 歳未満の乳幼児の防護対策が図られる」とは考えておりません。

このため、現時点における県の考え方を改めてお知らせします。

記

3 歳未満の乳幼児の防護対策は、早期避難のみでは十分ではない

- ・ 現在、3 歳未満の乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤で事前配布可能なものが存在しないことから、国の原子力災害対策指針において「事態が進展する前に早期避難する」こととされています。
- ・ しかし、現実には、複合災害の発生時などにより早期避難が困難な場合も想定されますので、県としては、早期避難による対応のみで、3 歳未満の乳幼児の防護対策が図られるとは考えておりません。

可能な対応を国に対し求めていく

- ・ 乳幼児が確実に安定ヨウ素剤を服用できるようにして欲しいとの保護者等の思いは、県としても十分に認識しているところであり、これまでも事前配布可能な乳幼児向け安定ヨウ素剤の早期開発等を国に対して要望しているところです。
- ・ 今後も引き続き、国と全国知事会との協議の場などあらゆる機会を通じて、乳幼児用の安定ヨウ素剤の早期開発、原子力災害対策指針の見直し等を要望してまいります。

本件についてのお問い合わせ先
医務薬事課長 宮本
(直通) 025-280-5182 (内線) 2540